

## 22 間接国税犯則事件

検挙及び処理の状況

区 分	要処理件数		処 理 済 件 数						本 末 年 度 未 処 理 件 数	犯 則 に 係 る 税 額	通 科 告 金 処 相 当 罰 額
	前 繰 年 越 度 処 理 未 済 の 済	検 挙	通 告 処 分	告 発		不 問 処 分	通 知 処 分	処 公 訴 分 権 消 滅 前			
				収 税 官 吏	そ の 他						
酒 税	件	件	件	件	件	件	件	件	件	千円	千円
免許者	酒類等製造者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒類販売業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	非免許者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
揮発油税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほ 脱 犯 秩 序 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方道路税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油ガス税	ほ 脱 犯 秩 序 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油税	ほ 脱 犯 秩 序 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
たばこ税	ほ 脱 犯 秩 序 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
たばこ特別税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取引所税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印紙税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
航空機燃料税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示したものである。

用語の説明：1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分を含まない。